

那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A(平成29年1月26日版)

No.	分類	区分	問	質問	回答	発出日
1	サービス内容	通所	1	体操、運動、レクリエーション、食事等のサービスの具体的な内容の明示等があるか(提供時間内でのメニュー例等)。	具体的な内容の明示はしない。 緩和型A事業所を指定するための研修会の中で、基本チェックリストの項目の改善のための方法についていくつか提示する予定である。	H29.1.20
2	サービス内容	通所	2	通所型サービスAは通所型サービスA対象者のみで実施するべきか否か。通所介護と一緒にできないか。	国のガイドラインにも示してあるとおり、通所介護と通所型サービスAを一体的に実施することは、可能である。必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分する必要がある。また、要介護者の処遇に影響がないよう配慮する必要がある。	H29.1.20
3	サービス内容	通所	3	通所介護対象者と通所型サービスA対象者を混合でサービスの提供を行う場合、提供サービス内容を別メニューにしなければならないのか。	体操、運動については、従来の通所介護対象者と別メニューにすること。レクリエーション、食事については一緒にサービスを提供しても差し支えない。	H29.1.20
4	サービス内容	通所	4	通所型サービスAは、従来入浴していた利用者を排除するのか、現在、要支援の方で、一部介助の利用者をどうするのか。前提に入浴なしで対応すべきことでよいか。独自の料金設定で入浴を提供できるか。その場合、入浴に必要なタオル、シャンプー、石鹸等を自前で揃えてもらえるか。入浴加算なしでは、施設として提供は困難になる。サービス提供票に入浴の有無で「なし」が大前提でよいか。	介護予防ケアマネジメントを実施し、生活機能の低下等により入浴が必要な方については、入浴は現行の介護予防通所介護相当のサービスで提供することとなる。ただし、サービス提供時間外に自費で入浴サービスを提供することはできる。入浴の料金は、入浴介助加算の単位数に限らず、事業者の判断により設定してよい。入浴に必要なタオル、シャンプー、石鹸等は、事業者の判断で利用者の負担とすることができる。事業対象外の入浴サービスのため、サービス提供票に記載は不要である。 ※(その他)問3参照	H29.1.20
5	サービス内容	通所	5	食事提供に係る人件費、材料費、光熱水費、調理場等の設備、経費をどのように設定して考えればよいか。無理の場合は提供せずでよいか。食事等の中に、おやつ等菓子代の経費が含まれるか。	食事については、必ずしも提供する必要はない。 食事を提供する場合は、通所介護同様に利用者の自費で提供する。なお、食費については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)に準じるものとする。 また、おやつは食事に含んで料金を設定しても、差し支えないとされている。(平成17年10月改定関係Q&A問100「おやつは食費に含まれるのか」)	H29.1.20
6	対象者とサービス提供の考え方	通所	1	通所型サービスAは、入浴、排泄、食事等の介助が不要な対象者とするが、全く不要でよいか。要支援の方の中には、一部介助の人がいるが、全て介助不要としてよいか。基本的には二次予防事業対象者(包括で実施していた通所型介護予防教室の対象者)の部分の方が対象として考えられるとすべきか。要支援1, 2を除くものか。入浴・排泄・食事の場合、一部介助ありは除かれると解してよいか。	介護予防・日常生活支援総合事業(サービス事業)の利用の流れは平成28年12月20日実施総合事業事業所説明会資料15～16ページのとおりである。総合事業のサービス対象者は、介護予防ケアマネジメントにより必要なサービスを提供することになる。	H29.1.20

7	対象者とサービス提供の考え方	通所	2	サービス提供時に介助が不要な人ほど、独歩、トイレ等での転倒のリスクが大きく、施設の責任が問われるが、保険での対応とするのか。	事故発生時の対応は、改正前の指定サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準における「事故発生時の対応」とおりである。 なお、まもなく告示される「那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」に「事故発生時の対応」について同一の内容を規定している。	H29.1.20
8	対象者とサービス提供の考え方	共通	3	生活機能低下の予防に必要なサービスは何か。	本人や家族が希望するサービスをそのまま提供するのではなく、介護予防マネジメントにより体操、運動、レクリエーションなど介護予防、自立支援を目指したサービスを提供することとなる。	H29.1.20
9	対象者とサービス提供の考え方	共通	4	利用者に対しては誰が制度の仕組みを説明するのか。	地域包括支援センターのマネジメント担当者が行う。	H29.1.20
10	対象者とサービス提供の考え方	共通	5	チェックリストに合わせたプログラムを用意すべきか。	緩和型A事業所を指定するための研修会の中で、基本チェックリストの項目の改善のための方法についていくつか提示する予定である。	H29.1.20
11	対象者とサービス提供の考え方	共通	6	利用中の方が継続利用を希望しても、参入していなければ利用できなくなる。介護の基本理念の支援者の希望に沿った介護に反するものではないか。	介護予防ケアマネジメントを実施し、必要なサービスを利用することとなる。たとえば、利用者が緩和型サービスAの対象となった場合に利用中のサービス事業所が緩和型サービスAに参入しない場合、別の事業所を利用することとなる。	H29.1.27
12	対象者とサービス提供の考え方	通所	7	通所Aの利用で入浴を希望された際は、実費での入浴はありなのか。また実費での入浴が可能な場合には、金額設定については事業所で決めて良いか。	(サービスの内容)問4の回答のとおり。金額については、事業所において設定してよい。	H29.1.27
13	対象者とサービス提供の考え方	訪問	8	現行の介護予防訪問介護相当のサービスの対象者について「既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース」とあるが、今現在利用している利用者は、身体介護を行わなくても(生活援助のみでも)現行型の対象になるのか?もし違うのであれば、この意味はどのように解釈をすればよいのか?	身体介護が必要な方が現行の介護予防訪問介護相当サービスの対象となる。現行相当サービスが必要かどうかアセスメントにより判断する。	H29.1.27
15	対象者とサービス提供の考え方	共通	9	説明会で市外の方についての利用はなしとの話があったが、H30.4以降は現在利用している方も利用できなくなるということか。県外の方や要介護の方はどうか。	(指定事務)問2の回答のとおり。なお、要介護の被保険者に対するサービスの提供は従前のとおりである。	H29.1.27

16	人員の基準	共通	1	管理者や従事者の職種を問うていないが、資格の有無も問わないことにより、サービスの質が問われないか。無資格でも可と解してよいのか。	サービスの質の向上については、事業者及び行政がそれぞれの役割から努力するものであり、本市は、サービスの種別に応じ、人員基準を定めたところである。 【訪問型サービス】 現行の介護予防訪問介護相当のサービスの管理者及び訪問介護員等の要件は、現行の介護予防訪問介護と同一であり変更はない。 訪問型サービスAの管理者の要件は、現行の介護予防訪問介護相当のサービスと同一であるが、従事者は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、または市が指定する研修を修了していることを要件とする。 【通所型サービス】 現行の介護予防通所介護相当のサービスの管理者及び介護職員の要件は、現行の介護予防通所介護と同一であり変更はない。 通所型サービスA(一体型)の管理者は、市が指定する研修を修了していることを要件とする。通所型サービスA(単独型)の管理者は、閉じこもり予防や生活目標を明確にした自立支援に資するサービスを提供するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの資格があり、市が指定する研修を修了していることを要件とする。通所型サービスA(一体型・単独型)の従事者に、資格の要件及び市が指定する研修の修了を課してはない。	H29.1.20
17	人員の基準	通所	2	介護予防通所介護について、人員基準は現在の通所介護及び介護予防通所介護が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、通所介護の人員基準を満たす事によって人員基準を満たすとなっているが同様で宜しいか(全て兼務可)。	通所介護(介護給付)、現行の介護予防通所介護相当のサービス及び通所型サービスAを一体的に実施する場合の人員基準については、管理者、介護職員・従事者、機能訓練指導員の兼務を可能としている。ただし管理者については、市が指定する研修を修了していることを要件とする。	H29.1.20
18	人員の基準	通所	3	通所型サービスAの参入も検討したいが、人員配置が一体的にならないと専従では経営が困難であると思われる。	(人員の基準)問2の回答のとおり。	H29.1.20
19	人員の基準	通所	4	通所型サービスAの機能訓練に看護職のみではなく他職種等も検討していただきたい。	検討した結果、機能訓練は、看護職と限定しないこととした。しかし、認知症に対するものを含めた総合的な機能訓練ができる職種として看護職と示した。	H29.1.20
20	人員の基準	通所	5	1人が25名の利用者の計画表を作成し1日5件5時間支援をするサービス提供責任者の負担が大きい。	現行の介護予防訪問介護相当のサービスのサービス提供責任者の基準は、変更ないが、訪問型サービスAの訪問事業責任者の要件については、必要数としていることから、サービスを提供するにあたり必要な人数を配置すること。	H29.1.20
21	人員の基準	訪問	6	人員基準について 訪問介護員が常勤換算3.0人でやっている場合、現行型は介護給付同様常勤換算2.5人で算定し、残りの0.5人以内でサービスAを算定する。といった解釈でよろしいか？	お見込みのとおり。	H29.1.27

22	人員の基準	通所	7	<p>質問箇所(資料23から24ページ)第1号通所事業について (例1)利用者30名(内要介護者20名要支援者10名) 現行配置 管理者(兼務) 1名 相談員 1名 看護職員 1名 介護職員 4名 機能訓練指導員 1名 8名</p> <p>※指定介護予防通所事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービスの人員に関する基準を満たすことをもって満たしているものとみなすことができる。 平成27年4月版 介護報酬の解釈(指定基準)P1029 総合事業(通所型サービス)併設 (例2)利用者30名(内要介護者20名現行利用者5名緩和した一体型5名) 職員配置 管理者(兼務) 1名 相談員 1名+1名(介護事業との兼務は可能ですか。) 看護職員 1名+1名(介護事業との兼務は可能ですか。) 介護職員 2名+1名+1名(介護事業との兼務でよろしいですか。) 機能訓練指導員 1名(介護事業との兼務でよろしいですか。) 10名</p> <p>人員配置の各職種に専従との記載があるので、同じ利用者の数を受け入れるのに、総合事業に参入しようと思うと例2のような配置をしないといけないという解釈で正しいか。</p>	<p>現行の介護予防通所介護相当のサービス事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の人員に関する基準を満たすことをもって、現行の介護予防通所介護相当サービスの基準を満たしているものとされているため、これまでの通所介護と介護予防通所介護が一体的に運営されている場合と同様の基準となっている。</p> <p>また、通所型サービスA(一体型)の人員基準において、管理者及び従事者については専従としているが、管理者は通所介護及び現行の介護予防通所介護相当のサービスの管理者を兼務できるとともに専従要件を満たし、従事者は通所介護及び現行の介護予防通所介護相当のサービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を満たすものとする。</p> <p>よって、(例2)の定員に対して必要な人員は、次のとおりである。 管理者 1名(通所介護と現行の介護予防通所介護相当のサービス及び通所型サービスAで兼務可) 生活相談員 1名(通所介護と現行の介護予防通所介護相当のサービスで兼務可) 看護職員 1名(通所介護と現行の介護予防通所介護相当のサービスで兼務可) 介護職員 4名(通所介護と現行の介護予防通所介護相当のサービスの定員25名に対して3名、通所型サービスAの定員に対して1名) 機能訓練指導員 1名(通所介護と現行の介護予防通所介護相当のサービス及び通所型サービスAで兼務可)</p> <p><専従の考え方> 通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される現行の介護予防通所介護相当のサービス及び通所型サービスAに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとする。(抜粋) ※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年度8月19日版】第6総合事業の制度的な枠組み問9参照</p>	H29.1.27
23	設備基準	通所	1	通所型サービスを提供するのに必要な場所は、既存のスペースとの区分はすべきか否か。	(サービス内容)問2の(回答)のとおり。	H29.1.20
24	設備基準	通所	2	静養室は、新たに設置するのか、広さの基準、ベッド等用意すべきものは何か。	既存の通所介護事業所において、通所型サービスAを一体的に実施する場合は、静養室を兼用できるものとし、新たに設置する必要はない。静養室の基準等については、プライバシーが守られ静養できる環境であることが必要である。	H29.1.20
25	設備基準	通所	3	消火設備として、スプリンクラーまで必要か、消火器のみでよいのか	消防法を遵守して必要な設備を設置することになる。	H29.1.20
26	設備基準	通所	4	その他の備品とは何をもってその他の備品とするのか。例示はない	実施する事業に必要な備品(介護用品、事務用品等)を設置することになる。例示は設けない。	H29.1.20
27	設備基準	通所	5	トイレの機能や対象者当たりの必要数についての説明がないがいかかか。 手洗い場、水道設備の必要数、玄関入口、靴入れなどの設備はどこまでか。	サービス提供に支障のない機能を有し、利用者数に対して必要数とする。手洗い場、水道設備、玄関入口、靴入れについても、サービス提供に必要な数を備えること。	H29.1.20

28	運営基準	通所	1	1日を午前、午後と区別して行うことも可能であるが、送迎が考慮されているのか、送迎の人員、送迎用の車の維持管理費等はなしと解すべきか。 (送迎の費用は含まれているのか)	送迎の費用は、報酬単価に含まれる。	H29.1.20
29	運営基準	通所	2	1日3時間以上とは、3時間以上何時間までか自由に設定できるのか。	時間の設定は特に設けていないが、介護予防ケアマネジメントの計画に基づいて、各事業所のサービス提供時間の範囲内でサービスを提供することになる。	H29.1.20
30	運営基準	通所	3	「3時間以上」と「1時間30分以上3時間未満」を同時に実施することとしてよいか。	同一単位(注)で提供時間数の異なる利用者に対して通所型サービスAを行うことは可能である。 (注)「単位」とは、通所型サービスの提供が同時に一体的に行われるもの。例えば、 次のような場合は、2単位として扱われる。 ①午前と午後とで別の利用者に対して通所型サービスを提供する場合 ②通所型サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービス の提供が一体的に行われているとはいえない場合	H29.1.20
31	運営基準	通所	4	要介護者及び総合事業対象者の合計を現行定数とするのか、それとも新たに別々に設定するのか。	通所介護と、現行の介護予防通所介護相当のサービス及び緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)を一体的に行う事業所の定員については、通所介護と現行の介護予防通所介護相当のサービスの対象となる利用者との合算で利用定員を定め、これとは別に通所型サービスAの利用者で利用定員を定める。ただし、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、3事業の全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。 ※介護保険最新情報Vol. 494 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A[平成27年8月19日版] 第6 総合事業の制度的な枠組み 問12	H29.1.20
32	運営基準	通所	5	平日に通所介護及び現行の介護予防通所介護相当のサービスを行い、土・日曜日に通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を行うことは可能か。	通所型サービスAの単独型の人員、設備等の基準を満たすことによって、通所型サービスAを実施することができる。	H29.1.20
33	運営基準	共通	6	事故等の対応はいかにすべきか。責任の所在は。	「対象者とサービスの提供の考え方」問2のとおり	H29.1.20
34	運営基準	通所	7	通所型サービスAの一体型の報酬単価だが、支援1と支援2は同等単位になるのか。	通所型サービスAの報酬単価は、サービス提供時間数により定めているので、要支援1・2で区別はなく同一である。	H29.1.27
35	運営基準	通所	8	通所型サービスAで半日、998単位/月だが、これは月額の上限ということか。 また、1月全部で4回まで、227単位/回だが4回利用した場合は、908単位になるが、上限の単位まで達しない。上限単位は、どのように利用すれば、なるのか。	1月全部で4回までは、227単位/回(通所型サービスA(一体型)1時間30分以上3時間未満の場合)で請求し、利用回数がこれを超える場合は、1月の上限額である998単位/月での請求となる。	H29.1.27

36	運営基準	通所	9	通所型サービスAで半日利用し月1回の場合は、227単位報酬のみになるということか。また、支援2の方の利用回数ですが、1月全部で4回までなのか。	通所型サービスA(一体型)を月に1回1時間30分以上3時間未満を利用した場合は、227単位となる。また、事業対象者、要支援1・2にかかわらず、通所型サービスAの利用回数は、週1回程度とし、1月全部で4回までは1回当たりの報酬単価で請求し、これを超える場合は、1月当たりの報酬単価で請求することになる。	H29.1.27
37	運営基準	通所	10	通所型サービスAの報酬単価について。報酬に月額と回数の上限があるが、月に5回以上のサービスを提供した場合に月額上限単位での請求となるのか。それともその月でのサービス計画(毎週)のすべてを満たした場合が月額上限での請求となるのか。例えば、平成29年2月は4週しかないが、月の計画どおり週1でサービス提供を行った場合、月の計画を満たすことになる。この場合、月額上限での請求となるのか、それとも1回単位×4回で請求するのか。	月に5回以上のサービスを提供した場合は、月当たりの報酬単価となる。例の場合は、1回単位×4回で請求することになる。	H29.1.27
38	指定事務	共通	1	現在大田原市より要支援1・2の利用者を受け入れており、平成29年度の認定期間終了までは、利用者の要望もあり、継続対応したいと考えている。どのような手続きをすれば対応可能か。大田原市からは那須塩原市へ届出が必要と聞いている。	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで総合事業のみなし指定を受けており、その効力は全市町村に及んでいるため、要介護認定の更新により総合事業対象者になっても平成30年3月31日まではサービスを提供できる。 みなし指定の有効期間が終了し、総合事業の事業所として更新を行う場合には、その効力は更新申請した市町村の範囲内に及ぶことになることから、他市町村の被保険者が総合事業を利用している事業所については、他市町村の指定更新を行い、更新が認められれば継続してサービスが提供できる。 ※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】第7円滑な事業への移行・実施 問8参照	H29.1.27
39	指定事務	共通	2	当施設是那須塩原市に所在する施設ではあるが、現在那須町に住む利用者がいる。那須町で現利用者の受入れ先がない場合は、別の市の施設でも事業者として指定してもらえるのか。	他市町村の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、当該他市町村の指定を受ける必要があるため、当該他市町村へお問い合わせください。	H29.1.27
40	指定事務	共通	3	当事業所は平成23年4月1日に指定介護予防通所介護事業所として指定を受け、平成28年4月1日に地域密着型通所介護になった。総合事業を実施する場合は、平成32年3月31日まで更新はしなくてもよろしいか。	通所介護又は地域密着型通所介護の指定については、総合事業の実施にかかわらず更新が必要になるため、質問の例では、平成29年3月31日までが有効期間となるため、更新申請が必要となる。	H29.1.27
41	事業費の請求	共通	1	請求は介護ソフトを利用し国保連へ請求しているが、同様の方法か。生活保護受給者に係る給付分は国保連へ請求し、自己負担分は市町村が立て替えし審査と共に同月に支払われるのか。	お見込みのとおり。 詳細については、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)(平成28年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課発事務連絡)を参照ください。(WAMNETに掲載) また介護ソフトが総合事業に対応済みかどうかは、利用しているソフト会社に確認してください。	H29.1.27
42	要望事項	共通	1	施設の年間の運営維持可能な最低限度の市単独補助制度を設定してほしい。人件費、事業費の収支が合うような差額補助等を望む。	補助制度の設定をする予定はない。	H29.1.20
43	要望事項	共通	2	サービス提供時に必要な重要事項等の契約書類のひな型を明示してほしい。	ひな型を明示する予定はないため、現行の介護予防通所介護のものを参考として各事業所で作成することを想定している。	H29.1.20

44	要望事項	通所	3	通所Aについてシミュレートしてみたが、一定以上の利用者があれば事業として成り立たせることができるので、参入の可否は利用者の獲得次第である。この辺りを市の協力があるのであれば、通所Aに参入させていただきたい。	利用者の獲得について市は関与しない。	H29.1.20
45	その他	通所	1	通所型サービスBの那須塩原市の予定及び計画について動きがあればお聴きしたい。	サービスA開始以降に検討予定。	H29.1.20
46	その他	通所	2	那須塩原市に申請を出す、サービス提供エリアが他市町村にまたがる場合はそれぞれの市町村に申請が必要か。それぞれの市町村への書類は統一化されているのか、基準の統一はあるか。	介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請は、事業所が所在している市町村(那須塩原市)内の被保険者(事業対象者)に効力が及ぶことになることから、他市町村(B市町村)の被保険者が利用する場合は、B市町村への指定申請が必要である。ただし、他市町村が那須塩原市内の事業所を指定するかどうかは、その市町村に確認する必要がある。なお、指定申請書類等の様式は各市町村が定めるものを使用することになる。	H29.1.20
47	その他	通所	3	総合事業対象者は自費で入浴サービスを受けられるか。	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)は、身体介護(入浴、食事、排泄介助)が必要でないケースを対象としているため、サービス提供時間内に入浴サービスを提供することはできない。ただし、サービス提供時間外に自費で入浴サービスを提供することはできる。	H29.1.27